

# 特別養護老人ホームクレール楽生苑 利用料金表

介護福祉施設サービス利用料金の変更(令和元年10月開始の介護保険法の改正に係る一部料金の変更)について、下記内容のとおり変更になる事に同意します。

《介護福祉施設サービス費・居住費・食費》

令和元年10月 1日現在

介護認定	所得区分	居住費	食費	介護保険 基本料金	1割負担		2割負担		3割負担	
					日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり
要介護1	1段階	820	300	638	1,758	52,740	2,396	71,880	3,034	91,020
	2段階	820	390		1,848	55,440	2,486	74,580	3,124	93,720
	3段階	1,310	650		2,598	77,940	3,236	97,080	3,874	116,220
	上記以外の方	2,100	1,500		4,238	127,140	4,876	146,280	5,514	165,420
要介護2	1段階	820	300	705	1,825	54,750	2,530	75,900	3,235	97,050
	2段階	820	390		1,915	57,450	2,620	78,600	3,325	99,750
	3段階	1,310	650		2,665	79,950	3,370	101,100	4,075	122,250
	上記以外の方	2,100	1,500		4,305	129,150	5,010	150,300	5,715	171,450
要介護3	1段階	820	300	778	1,898	56,940	2,676	80,280	3,454	103,620
	2段階	820	390		1,988	59,640	2,766	82,980	3,544	106,320
	3段階	1,310	650		2,738	82,140	3,516	105,480	4,294	128,820
	上記以外の方	2,100	1,500		4,378	131,340	5,156	154,680	5,934	178,020
要介護4	1段階	820	300	846	1,966	58,980	2,812	84,360	3,658	109,740
	2段階	820	390		2,056	61,680	2,902	87,060	3,748	112,440
	3段階	1,310	650		2,806	84,180	3,652	109,560	4,498	134,940
	上記以外の方	2,100	1,500		4,446	133,380	5,292	158,760	6,138	184,140
要介護5	1段階	820	300	913	2,033	60,990	2,946	88,380	3,859	115,770
	2段階	820	390		2,123	63,690	3,036	91,080	3,949	118,470
	3段階	1,310	650		2,873	86,190	3,786	113,580	4,699	140,970
	上記以外の方	2,100	1,500		4,513	135,390	5,426	162,780	6,339	190,170

※上記(1ヶ月あたり)は30日で計算した場合の金額です。

単位(円)

各種加算項目	1割	2割	3割	加算要件
日常生活支援加算(Ⅰ)イ	46	92	138	入所者の重度化対応の算定要件を満たした場合
栄養ケアマネジメント加算	14	28	42	栄養ケア計画に基づいて栄養管理を実施した場合
個別機能訓練加算	12	24	36	個別に機能訓練を実施した場合
看護体制加算(Ⅰ)イ	12	24	36	常勤(週40時間勤務)の看護師を配置
看護体制加算(Ⅱ)イ	23	46	69	看護職員数が基準以上で24時間の連絡体制を整えている
配置医師緊急時対応加算	650	1300	1950	配置医師が早朝・夜間に施設を訪問して診療を行った場合
	1300	2600	3900	配置医師が深夜に施設を訪問して診療を行った場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	6	9	認知症ケアに関する留意事項の伝達や研修を開催している
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者を受け入れた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1200	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象(月額)
療養食加算	6	12	18	療養食を提供した場合(1食あたり)
看取り介護加算(Ⅱ)	144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	780	1560	2340	死亡日の前日及び前々日の2日間のみ算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1580	3160	4740	死亡日について算定
褥瘡マネジメント加算	10	20	30	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合(3ヶ月に1回)
排泄支援加算	100	200	300	排泄に関して計画的に支援した場合(支援開始から6ヶ月以内)
低栄養リスク改善加算	300	600	900	低栄養状態改善のため栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算	400	800	1200	医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理を行った場合
外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	30	60	90	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460	920	1380	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460	920	1380	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400	800	1200	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500	1000	1500	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の2.7%			

※各種加算には入所者全員を対象に算定する加算と該当する入所者のみに算定する個別の加算があります

単位(円)